

はじめに

給与所得に係る個人住民税（個人市町村民税及び個人県民税）については、地方税法及び各市町村の条例において、所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員に毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、納税義務者である従業員（給与所得者）に代わって、従業員が居住する市町村ごとに納入する特別徴収によることとされている。

福岡県及び県内市町村においては、個人住民税における滞納の未然防止や税負担の公平性を確保するため、平成23年5月23日に開催した地方税収対策福岡県連絡会議において、「個人住民税における特別徴収推進」宣言～県と市町村の共同宣言～を採択し、互いに連携しながら個人住民税の特別徴収の推進に向けた取組を強化することとした。

「個人住民税における特別徴収推進」宣言

～県と市町村の共同宣言～

福岡県と県内市町村は、積極的な税収確保対策に取り組んでいますが、特に個人住民税については収入未済額が増加しており、その対策が急務となっています。

個人住民税の特別徴収は、事業所が従業員の毎月の給料から税金を差し引いて納税するため、従業員の納税負担が軽減され、納付忘れも防止されることから、収入未済額の縮減につながります。

本日、地方税収対策福岡県連絡会議において、滞納を未然に防止し、税負担の公平性を確保するため、県と市町村は互いに連携し、個人住民税の特別徴収の推進に向けた取組を強化することをここに宣言します。

平成23年5月23日

福岡県地方税収対策本部

本部長 福岡県総務部税務課長

副本部長 福岡県企画地域振興部市町村支援課長

福岡県市町村税務連絡協議会連合会

会長 八女市税務課長

この共同宣言の採択以降、関係団体・機関に対しての広報や特別徴収への切り替え要請を進めるとともに、平成24年度からは市町村と県が連携した特別徴収未実施事業者に対する個別訪問などを行い、特別徴収推進に取り組んできた。

しかしながら、全国的には事業主や従業員等の意向にかかわらず、所得税の源泉徴収義務のある事業主を特別徴収義務者として指定する「一斉指定」の取組が進展し、全国地方税務協議会においても特別徴収推進宣言が決議される中、本県も同様の取組の必要性が増してきたことから、県と7市町で構成する「個人住民税特別徴収推進検討委員会」を設置し、特別徴収の一斉指定について協議・検討を行い、本アクションプランをとりまとめたものである。

今後、県と市町村が、このアクションプランの実行に積極的に取り組み特別徴収の適正実施を推進することで、納税者の利便性向上や税負担の公平性確保を図るとともに、県・市町村においては、徴収率向上による安定的な自主財源の確保を目指すものである。

第1章 個人住民税の現状と課題

1 特別徴収制度

給与所得者の個人住民税については、地方税法第321条の3の規定により、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除いて、特別徴収の方法により徴収することとされている。

また、地方税法第321条の4の規定により、事業主（給与支払者）のうち所得税法第183条の規定による所得税の源泉徴収義務のある者を各市町村の条例によって包括的に特別徴収義務者として指定を行っている。

しかしながら、県内市町村において、これまで特別徴収とすべき事業主に対して普通徴収を容認してきた経緯があり、法令上の問題を抱える現状の改善は、法令に則った行政運営を旨とする税務組織にとって共通の課題である。

特別徴収は、納税者である給与所得者にとって金融機関等に納税に出向く手間が省け納め忘れがなくなることや、年4回の納期が年12回になることで1回あたりの税負担額が少なくなるなどのメリットがある。

同じ給与所得者でありながら普通徴収であることによって、上記メリットを受けられないことや、滞納に繋がる事例も見受けられ、結果として徴収方法の違いによって納税者の税負担に格差が生じている状況であり、全国的にも個人住民税の特別徴収義務者の指定に向けた取組強化が進む中、本県においても同様の取組を進めることで、納税者の利便性向上や税負担の公平性確保を図る必要がある。

2 所得税から個人住民税への税源移譲

平成19年度に実施された所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲に伴い現年度分の調定額が増加しており、県及び市町村にとって様々な行政サービスの提供に必要な自主財源として、その重要性が増してきている状況である。

○個人住民税の調定額（現年度分）

単位：百万円

区分	18年度	19年度	増加額	増加率
個人市町村民税	201,224	242,362	41,138	1.2倍
個人県民税	82,328	153,206	70,878	1.9倍

3 特別徴収実施率の推移

県内市町村の個人市町村民税における給与所得者の特別徴収実施率は、平成18年度では全国10位、72.3%で全国平均と比較しても2.7ポイント高い状態であったが、平成25年度の実施率では依然として全国平均より高いものの、全国20位まで下降し、その差も1.1ポイントまで縮まってきている状況である。

これは、平成23年度以降、全国的に特別徴収の一斉指定を含めた取組が進展し始めたことが大きく影響したものと考えられる。

○個人市町村民税特別徴収実施率の推移と全国比較

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
福岡県	72.3%	72.0%	72.2%	72.0%	73.2%	73.4%	73.5%	74.9%
全国	69.6%	69.5%	69.9%	69.6%	71.2%	71.9%	72.8%	73.8%
差引	2.7%	2.5%	2.3%	2.4%	2.0%	1.5%	0.7%	1.1%
全国順位	10位	9位	10位	10位	14位	16位	20位	20位

4 徴収率の推移

県内市町村の個人市町村民税現年分の徴収率については、税源移譲があった平成19年度に大きく低下したが、平成20年度以降は一定の改善傾向が見られる。繰越分の徴収率については、地方税収対策本部を組織し県と市町村の徴収連携を強化した平成19年度以降、概ね上昇傾向にあり、現年繰越合計の徴収率についても税源移譲後一旦低下したが、平成23年度以降は上昇傾向にある。

しかしながら、現年繰越合計の徴収率を向上させるためには、現年分徴収率の改善が重要である。現年分の特別徴収と普通徴収での徴収率の差が、平成25年度の県計において5.73ポイントあることから、特別徴収実施率の向上により更なる徴収率の改善が期待できる。

○個人市町村民税徴収率の推移

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
徴収率	現年	98.1%	97.5%	97.5%	97.6%	97.9%	98.1%	98.4%
	繰越	19.2%	20.4%	21.6%	21.9%	21.9%	22.0%	26.1%
	計	93.1%	93.4%	93.0%	92.7%	92.4%	92.7%	94.2%

○特別徴収・普通徴収の徴収率

区分	①特別徴収の徴収率 (H25現年度課税分)	②普通徴収の徴収率 (H25現年度課税分)	特別徴収の効果 (①-②)
県計	99.84%	94.11%	5.73%

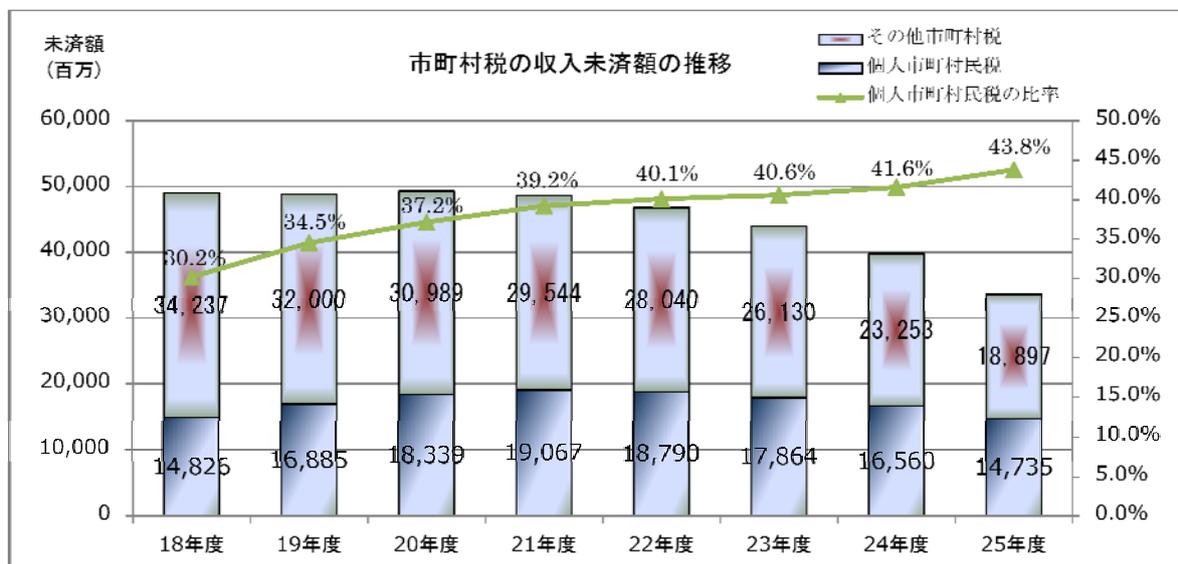
5 収入未済額の推移

県内市町村における個人市町村民税の収入未済額は、平成18年度当時、約148億円であったものが、税源移譲があった平成19年度から平成21年度まで累増が続き、平成22年度以降、減少に転じたものの平成25年度においても税源移譲前とほぼ同額の約147億円の収入未済額を有する状況である。

一方、個人市町村民税を除くその他の市町村税の収入未済額については、平成18年度から平成25年度までの間で約45%の縮減が図られ、市町村税全体の収入未済額のうち、個人市町村民税が43.8%を占める状況である。

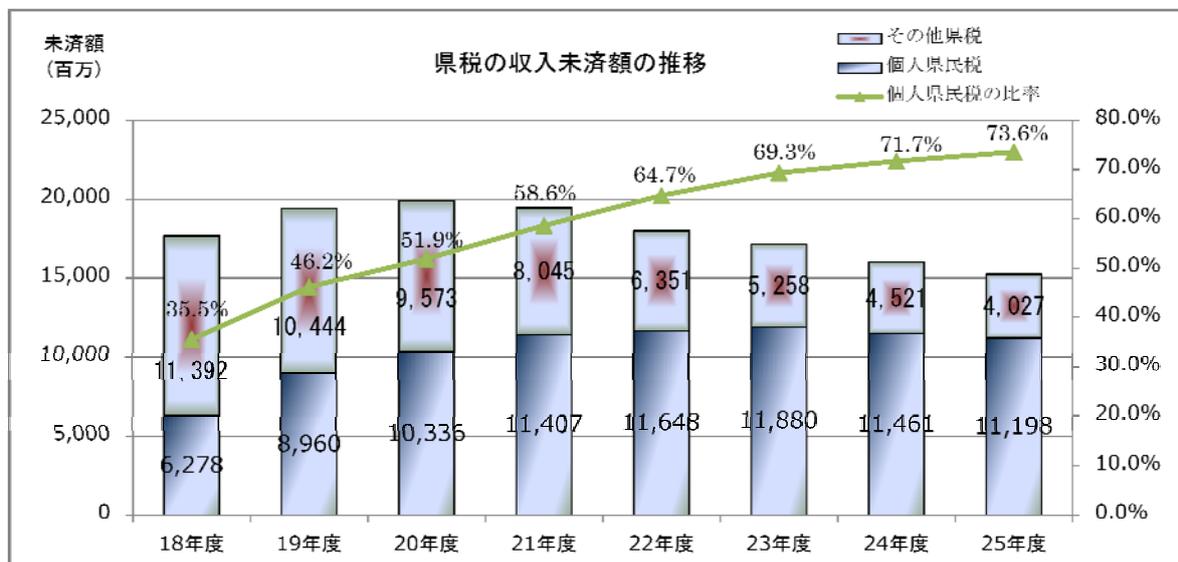
また、県においても個人県民税の収入未済額が県税全体の73.6%を占める状況であり、その収入未済額の縮減が県・市町村ともに共通の課題となっている。

<市町村の状況>



※収入未済額は、調定額から収入済額を控除した額で算定 ※国民健康保険税(料)を除く

<県の状況>



第2章 特別徴収適正実施の取組方針

1 取組方針

福岡県と県内全市町村は、平成29年度課税分から個人住民税特別徴収の適正実施を推進するため、特別徴収対象事業者への一斉指定に取り組む。

2 取組対象の範囲

(1) 特別徴収適正実施の対象事業者

既に特別徴収義務者として指定されている事業主にあっても、一部の給与所得者について普通徴収を認めている場合にあっては、特別徴収の対象者とする。

(2) 特別徴収一斉指定の対象事業者

地方税法の規定に従って特別徴収の指定を行うことが望ましいものではあるが、個人住民税制度が始まった当時の終身雇用から非正規雇用の増加等に見られる雇用形態の変化が著しい現状においては、一斉指定の先行県においても導入されている小規模事業者に対する一定の緩和措置を設けることとする。

3 目指すべき成果

(1) 利便性の向上及び税負担の公平性確保

特別徴収適正実施の取組により、毎月、納税者である従業員の給与から天引きされた個人住民税を事業主が市町村に納入することで、納税者本人が金融機関等に出向く必要がなくなるなど、利便性の向上を図る。

また、特別徴収となることで1回あたりの税負担額が少なくなるなど、徴収方法の違いによって生じている税負担の公平性確保を図る。

(2) 安定的な自主財源の確保

個人住民税は、県及び市町村にとって調定額ベースで全税目の3割以上を占める基幹税であり、行政サービスを提供するうえでの重要な自主財源であることから、その徴収率の向上と収入未済額の縮減を進める必要がある。

このため、特別徴収の適正実施を推進することで、現年度課税からの滞納発生を防止するとともに、引き続き県と市町村が連携した徴収対策を進めることで、安定的な自主財源の確保を図る。

第3章 アクションプラン

1 計画期間

平成27年度から一斉指定実施までとする。

2 推進体制

県及び市町村にとって、現年度課税分の新たな滞納発生抑止に効果が高い特別徴収適正実施の推進は必須の取組であり、県と市町村がより緊密に連携し様々な取組を積極的に推進していく。

3 数値目標

(1) 特別徴収実施率（特別徴収に係る納税義務者数÷市町村民税の納税義務者数）

給与所得者に係る特別徴収実施率の目標については、平成25年度における全国1位の実施率が83.4%であること。本県の一斉指定実施が平成29年度であることを勘案し85.0%の達成を目指すこととする。

	22年度	23年度	24年度	25年度	29年度
福岡県	73.2%	73.4%	73.5%	74.9%	85.0%
差引	-	0.2%	0.1%	1.4%	10.1%
実施率全国1位	81.0%	81.6%	82.5%	83.4%	-

(2) 現年度徴収率の伸び率

特別徴収実施率85.0%が達成された場合、平成25年度の実施率から10.1ポイント向上を前提に試算すると、現年度徴収率が0.3%上昇する見込みである。

○個人市町村民税の状況

単位：人、千円

	給与所得者			④その他の所得者	⑤合計 (③+④)
	①特別徴収	②普通徴収	③小計		
納税義務者	1,307,857	438,156	1,746,013	477,757	2,223,770
課税額	167,987,584	28,434,842	196,422,426	37,752,844	234,175,270
一人あたり課税額	128	65	112	79	105

※特別徴収による納税義務者数の増加分

$$1,746,013人 \times 10.1\% = 176,347人$$

※特別徴収課税額の増加分

$$176,347人 \times 65千円 = 11,462,555千円$$

※特別徴収課税額増加による増収分（特徴・普徴の徴収率差による効果）

$$11,462,555千円 \times 5.73\% = 656,804千円$$

※特別徴収課税額増加による徴収率上昇分

$$656,804千円 \div 234,175,270千円 = 0.3\%$$

4 増収効果額の試算

一斉指定による現年度徴収率の上昇分を0.3%、課税額を平成25年度と同額として試算すると、県内全市町村の個人市町村民税が7億円、個人県民税が4億7千万円となり、県・市町村合計で約11億7千万円の増収効果が見込める。

単位：百万円

	課税額(H25)	徴収率UP	効果額
個人市町村民税	234,175	0.3%	700
個人県民税	157,509		470
計	391,684	-	1,170

5 アクションプラン達成に向けた具体的な取組

(1) 周知・広報活動の実施

特別徴収の適正実施に向けた取組を推進するため、一斉指定の対象事業者のみならず全ての事業者、納税義務者である給与所得者、税理士会等の関係団体や関係機関を含め幅広く周知・広報活動を実施していく。

- ① 共通チラシ・ポスターを活用した全事業者への周知・広報
- ② ホームページ・広報誌への掲載
- ③ マスメディアを活用した効果的な広報
- ④ 税理士会・商工会等、関係団体への周知・協力要請
- ⑤ 国（国税局・税務署）や他県等、関係機関への周知・協力要請
- ⑥ 年末調整説明会を活用した全ての事業者に対する効果的な周知
- ⑦ 特別徴収指定予告通知書の送付による周知

(2) 特別徴収の適正実施に係る事務処理の支援

特別徴収の適正実施に向けた取組をより実効性の高いものとするためには、新たに特別徴収義務者となる事業主や課税事務を実施する市町村に対して、事務処理における様々な支援を実施していく。

- ① 事業者向けQ & Aの作成
- ② 事業者向け「個人住民税特別徴収事務の手引き」の作成
- ③ 県ホームページに特別徴収事務に必要な各種様式のダウンロード専用ページを作成
- ④ 市町村向け説明会の開催

(3) 自治体の非常勤職員等の特別徴収の徹底

県及び市町村においても非常勤職員等であるなどの理由により、普通徴収としている実態がある。今回の一斉指定にあたり特別徴収の対象となる非常勤職員等については、県及び市町村が率先して特別徴収の実施に取り組む必要がある。

第4章 スケジュール（概要）

	平成27年度			
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
指定事務等		共同宣言 指定対象者の把握		
周知・広報準備作業等		市町村説明会 報道機関へ情報提供	HP・公報誌等による周知・広報 関係団体等への協力要請 市町村での準備作業（事務見直しや予算措置等） 年末調整説明会	

	平成28年度			
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
指定事務等		指定対象者の把握	指定予告通知	給与報告受付 課税事務
周知・広報準備作業等	HP・公報誌等による周知・広報 関係団体等への協力要請			
	市町村での準備作業（事務見直しや予算措置等）		問い合わせ対応	
			報道機関へ情報提供 年末調整説明会	

	平成29年度			
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
指定事務等	課税事務 一斉指定			
周知・広報指定後作業	HP等による周知・広報			
	問い合わせ・異動届等への対応			

全国地方税務協議会による特別徴収推進宣言

個人住民税特別徴収推進宣言

地方税法上、事業者（所得税の源泉徴収義務のある事業者）は、個人住民税についても所得税と同様に給与から引き去り、従業員に代わって納税することとされています。

しかし、いまだこの特別徴収を実施していない事業者もいます。

全国の都道府県と政令指定都市では、法令を遵守し納税の公平を図るため、事業者への周知を図りつつ、個人住民税の特別徴収の更なる推進に努めて参ります。

平成26年 8月22日

全国地方税務協議会構成団体

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
新潟県	山梨県	長野県	富山県	石川県	福井県	岐阜県
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県
熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県		
札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市
新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市
神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	

福岡県と県内全市町村からの 重要なお知らせです！

平成29年度から

福岡県内全市町村は、個人住民税の特別徴収を徹底するため、次の取組を一斉に実施します。

- ① 特別徴収未実施の事業主の方を特別徴収義務者として指定させていただきます。
- ② 既に特別徴収を実施している事業主の方も、普通徴収としている従業員の方がいる場合、特別徴収させていただきます。

○個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である**事業主の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、納税義務者である従業員の方に代わって、従業員の方がお住まいの市町村ごとに納入していただく制度です。**

○原則、全ての従業員の方が対象となります。(例外：下図1に該当する従業員)

○所得税の源泉徴収義務のある事業主の方は、地方税法及び市町村条例により、従業員の方がお住まいの市町村から特別徴収義務者として指定されます。(例外：下図2に該当する事業主)

特別徴収を行わないことができる者

- 1 次の条件に該当する従業員の方の個人住民税は、事業主の方からの申請により普通徴収(従業員の方が納付書で年4回に分けて納付する方法)とすることもできます。

【給与所得者(従業員)】

- A 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
- B 給与の支払いがない月がある者
- C 年間の給与の支払金額が、930,000円以下である者
- D 他から支給される給与から特別徴収されている者(乙欄該当者)
- E 事業専従者(事業主が個人の場合のみ該当)

- 2 次の条件に該当する事業主の方は、申請により特別徴収を行わないこともできます。

【給与支払者(事業主)】

- F 常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払いをする者
または、他市町村を含む給与受給者総数が2人以下である者

〔 給与受給者総数とは、市町村単位での人数ではなく事業所全体の受給者とする。
ただし、上記A～Eの給与所得者の要件に該当する者を除く人数とする。 〕

特別徴収制度による事務の流れ・手続き



個人住民税 特別徴収 Q & A

Q1 従業員が少ないし、経理事務の負担も増えるので特別徴収はしたくないのですが？

A1 従業員が少ないことや、経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは認められていません。
個人住民税の特別徴収は、従業員の方がお住まいの市町村ごとに納入していただくこととなりますが、所得税のように税額計算や年末調整等の事務は必要ありません。
なお、従業員が常時10人未満の事業主の場合は、市町村に対し申請し承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする「納期の特例」を利用できます。

Q2 特別徴収のメリットはなんですか？

A2 毎月の給与から天引きされるため、従業員の方が納期ごとに金融機関や市役所・町村役場等の納付場所へ納税に行く手間が省ける上、納め忘れが無くなるので、滞納となって延滞金が発生する心配もなくなります。
また、普通徴収(個人納付)では年4回の支払いですが、特別徴収では12回に分割して毎月の給与から差し引かれますので、1回あたりの負担が緩和されます。

Q3 以前から特別徴収しているのですが、何か変わるのですか？

A3 既に特別徴収義務者に指定されている事業主の方についても、これまで一部の従業員の方を普通徴収としていた場合、表ページに記載した普通徴収が認められる要件に該当しない従業員の方について特別徴収していただく必要があります。

Q4 特別徴収ができない従業員がいる場合、どのような手続きをすれば良いですか？

A4 退職者や5月31日までの退職予定者など、表ページに記載した「特別徴収を行わないことができる者」に該当する従業員の方がいる場合については、毎年1月末までに行う給与支払報告書の提出の際にあわせて、「普通徴収申請書」による申し出を行うことで特別徴収を行わないこともできます。※平成29年度(28年所得分)から開始されます。
なお、当該申請書による申し出がない場合、市町村で普通徴収の取り扱いとする従業員の方の確認ができないため、特別徴収となります。

※詳しくは福岡県・市町村のホームページに掲載している Q&A をご覧ください。

お問い合わせ先

- 福岡県税務課 (制度関連)
(個人住民税徴収機動班 092-643-3049)
- 各市町村個人住民税担当課 (手続き関連)

詳しくは、福岡県ホームページをご覧ください。

福岡県 個人住民税特別徴収

検索



個人住民税の特別徴収 Q&A

Q1	個人住民税の「特別徴収」とはどのような制度ですか？
A1	<p>個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員に毎月支払う給与から個人住民税を天引き（差し引き）し、納税義務者である従業員（給与所得者）に代わって、従業員がお住まいの市町村ごとに納入していただく制度です。</p> <p>※所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収することが法令（地方税法及び各市町村の条例）により義務付けられています。</p>
Q2	今まで特別徴収しなくてもよかったのに、どうして特別徴収しなければならないようになったのですか？
A2	<p>新たな法令改正などがあったわけではなく、今までも所得税の源泉徴収義務のある事業主については特別徴収をしていただく必要がありましたが、それが徹底されていませんでした。</p> <p>このため、平成29年度から福岡県と県内の全ての市町村が連携して、個人住民税の特別徴収の適正実施に取り組むこととしたところです。特別徴収義務は法令に基づいて事業主に課せられているものですので、ご理解とご協力をお願いします。</p>
Q3	全ての従業員の個人住民税を特別徴収しなければいけないのですか？
A3	<p>従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、4月1日において給与の支払いを受けている場合は、パートやアルバイトなどの方であっても、個人住民税を特別徴収の方法によって徴収することになっています。</p> <p>したがって、上記要件に該当する従業員は全て、特別徴収しなければなりません。</p> <p>ただし、次のようなケースに該当する従業員で特別徴収することが著しく困難な場合は、1月末までに提出する給与支払報告の際に「普通徴収申請書」により申し出ること、普通徴収（従業員の方が納付書で年4回に分けて納付する方法）とすることもできます。</p> <p>(A) 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者 (B) 給与の支払いがない月がある者 (C) 年間の給与の支払金額が、930,000円以下である者 (D) 他から支給される給与から特別徴収されている者（乙欄該当者） (E) 事業専従者（事業主が個人の場合のみ該当）</p> <p>※普通徴収申請書の提出がない場合、全ての従業員の方が特別徴収となります。</p>

<p>Q4</p>	<p>すべての事業主が個人住民税を特別徴収しなければいけないのですか？</p>
<p>A4</p>	<p>所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収することが法令（地方税法及び各市町村の条例）により義務付けられています。</p> <p>特別徴収義務者に指定された事業主は、従業員に給与を支払う際に、個人住民税を特別徴収して市町村へ納入していただく必要があります。</p> <p>ただし、次のようなケースに該当する場合は、1月末までに提出する給与支払報告の際に「普通徴収申請書」により申し出ることによって、特別徴収を行わないこともできます。</p> <p>① 常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払をする者 ② 他市町村を含む給与受給者（従業員）総数が2人以下である者</p> <p>※給与受給者（従業員）総数とは、市町村単位での人数ではなく事業所全体の受給者とする。ただし、A3に示す(A)～(E)に該当する従業員（他市町村を含む）を除く人数とする。</p> <p>※普通徴収申請書の提出がない場合、全ての従業員の方が特別徴収となります。</p>
<p>Q5</p>	<p>以前から特別徴収しているのですが、何か変わるのですか？</p>
<p>A5</p>	<p>既に特別徴収義務者に指定されている事業主の方についても、これまで一部の従業員の方を普通徴収としていた場合、A3に示す(A)～(E)に該当する普通徴収が認められる要件に該当しない従業員について特別徴収していただく必要があります。</p> <p>また、従業員がお住まいの一部の市町村において、まだ特別徴収義務者としての指定を受けていない事業主の方は、A3及びA4の要件により新たに当該市町村から特別徴収義務者として指定される場合があります。</p>
<p>Q6</p>	<p>何故、普通徴収申請書の提出や個人別明細書に略号の記入などをしなければならないのですか？</p>
<p>A6</p>	<p>法令の規定では、「給与の支払期間が1月を超える期間としている者」や「外国航路を航行する船舶の乗組員」に該当する従業員など、毎月の給料から特別徴収することができない方を除いて全て特別徴収することとなっています。</p> <p>また、事業主の方では「常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払をする者」以外は全て特別徴収義務者として指定されることとなっています。</p> <p>今回の取組にあたっては、非正規雇用の増加などの現状を踏まえ、法令の規定で普通徴収とすることができる者に加えて、県内市町村で統一した基準により普通徴収を認める者を追加しています。</p> <p>普通徴収として取り扱う従業員の方であるかを市町村で確認するためには、事業主の方から普通徴収申請書の提出や個人別明細書の摘要欄記入により申し出いただくことが必要になります。</p> <p>なお、これらの事務手続きを行っていただけない場合は、普通徴収として取り扱う従業員の方であるか確認ができないため、法令に基づき全ての従業員の方が特別徴収となります。当該事務手続きについて、ご理解とご協力をお願いします。</p>

Q7 普通徴収申請書とは、どのような書類ですか？

A7 右図に示す様式で、平成29年度（28年所得分）の給与支払報告から使用します。記載方法等の詳細については、「個人住民税特別徴収事務の手引き」をご覧ください。

※福岡県・各市町村のホームページに掲載します。
 ※平成28年6月以降の掲載予定としています。

普通徴収申請書（福岡県内市町村用） 指定番号 _____
 個人・法人番号 _____
 〇〇市町 長 宛 事業主名 _____

この申請書以降の者は、下記理由により特別徴収できないため、普通徴収として申請します。

略号	理 由	人数
A	退職者又は退職予定者（5月末まで）	人
B	給与の支払いがない月がある者	人
C	年間の給与の支払金額が930,000円以下の者	人
D	他の事業主から特別徴収されている者(乙種該当者)	人
E	事業専従者（事業主が個人の場合のみ該当）	人
F	給与受給者総数が2人以下 ※全従業員数からA～Eの該当者を除く人数	人
普通徴収申請書 合計人数		人

【提出方法】

※一葉にてご提出ください。

◆重要
 普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、上記略号のA～Fを記入してください。
 上記要件に該当する従業員の方であっても、特別徴収することができる場合は申請の必要はありません。
 普通徴収申請書の提出がない場合、特別徴収となります。 ※記載要領もご確認ください。

Q8 普通徴収申請書の要件に該当する従業員がいる場合は、必ず普通徴収として申請しなければならないのですか？

A8 普通徴収申請書の要件に該当する従業員の方であっても、特別徴収することができる場合は申請の必要はありません。
 この場合、法令の規定に基づき特別徴収の取り扱いとなります。

Q9 従業員から普通徴収にしてほしいと言われています。これまでは、「特別徴収」と「普通徴収」とで選択できる（選択制）と思っていたのですが？

A9 所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないことになっています。
 特別徴収制度は以前から定められており、従業員個々の希望により「普通徴収」を選択することができる制度ではありません。

Q10 従業員が少ないし、経理事務の負担も増えるので特別徴収はしたくないのですか？

A10 従業員が少ないことや、経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは認められていません。
 個人住民税の特別徴収は、市町村から通知された特別徴収税額を毎月の給与から引き去り、翌月の10日までにそれぞれの市町村に納入していただくことになりますが、所得税の源泉徴収のように、税額計算や年末調整等の事務は必要ありません。
 地方税法等に基づき、個人住民税の特別徴収を適正に実施するため、ご理解とご協力をお願いします。
 なお、従業員が常時10人未満の事業所の場合は、各市町村に対し申請して承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制度（納期の特例）を利用できます。
 6月分から11月分 ⇒ 12月10日までに納入
 12月分から5月分 ⇒ 6月10日までに納入

Q11	納期の特例を利用すれば、毎月の給与から住民税を引き去らなくてもよいのですか？
A11	納期の特例は、特別徴収した住民税を半年分まとめて納めることができる制度ですので、毎月の給与からの引き去りは通常どおり行っていただく必要があります。給与から引き去りをした住民税を預かっていただき、年2回に分け納入してください。
Q12	特別徴収のメリットはなんですか？
A12	<p>毎月の給与から天引きされるため、従業員の方が納期ごとに金融機関や市役所・町村役場等の納入場所へ納税に行く手間が省ける上、納め忘れが無くなるので、滞納となって延滞金が発生する心配もなくなります。</p> <p>また、普通徴収（個人納付）では年4回の支払いですが、特別徴収では12か月に分割して毎月の給与から差し引かれますので、1回あたりの負担が緩和されます。</p>
Q13	給与支払報告書を提出した後、従業員が退職、転職等をした場合の手続きはどうなりますか？
A13	<p>退職、休職又は転職など、従業員に異動があったときは、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を提出していただく必要があります。</p> <p>異動届出書については、異動が生じた翌月の10日までに各市町村へ提出をお願いします。</p>
Q14	年の途中で退職等した場合の徴収方法はどうなりますか？
A14	<p>毎月の給与から個人住民税を特別徴収されていた従業員が退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、その翌月以降に特別徴収をすることができなくなった残りの税額は普通徴収の方法により徴収することになります。</p> <p>ただし、次のような場合は、普通徴収ではなく特別徴収の方法による徴収となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 退職後に再就職し、一定期間内に納税義務者が引き続き転職先からの特別徴収を希望した場合 ② 6月1日から12月31日までに退職等をした場合で、納税義務者本人から残りの税額を特別徴収の方法でまとめて徴収されたい旨の申出があった場合 ③ 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合で、元の勤務先から5月31日までに支払われる予定の給与・退職金等が残りの税額を超える場合 <p>なお、この場合は納税義務者本人の申出がなくても、元の勤務先から5月31日までの間に支払われる給与等から、残りの税額を一括して特別徴収しなければなりません。</p>

Q15	特別徴収事務に必要な市町村ごとの様式などを、まとめて入手できる方法はないのですか？
A15	<p>普通徴収を申し出るための「普通徴収申請書」、従業員の退職、休職又は転職時などに提出する「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」や納期の特例を申請するための「納期の特例に関する承認の申請書」などの市町村ごとの様式や各種資料については、福岡県のホームページ内に専用ページを作成し、事業者の方がダウンロードできる環境を整備することとしています。</p> <p>なお、利用開始については、平成28年6月以降を予定しています。</p>
Q16	毎月の税額が変わることはないですか？
A16	<p>個人住民税は前年の所得に対して計算していますので、税額が変わることは基本的にありません。ただし、従業員の方が申告期限後に確定申告を提出したり、扶養親族等の状況が後から判明した場合などから、個人住民税を再計算した結果、税額が変わることがあります。このような場合は、引き去りが済んでいない残りの月で税額を調整した変更通知書をお送りいたします。</p> <p>また、税額が大幅に減り還付が生じる場合は、変更通知書をお送りするとともに、納めていただいた税額の返金方法などについて後日、市町村の住民税担当課から連絡させていただきます。</p>
Q17	間違った税額で納めたり、納めるのを忘れた場合はどうなりますか？
A17	<p>納入した税額に過不足があった場合は、差額について確認の連絡をいたします。納期限を過ぎて納入された場合は、納入した税額と納期限から経過した日数によっては延滞金がかかってしまうことがあります。</p> <p>市町村の収納を担当する課等から督促状等をお送りして連絡いたしますが、納入忘れのないよう納期限までに納めてください。</p>
Q18	特別徴収を拒否したらどうなるのですか？
A18	<p>地方税法第321条の5の規定により、特別徴収義務者は特別徴収税額決定通知書に記載された税額を納期限内に納入する義務があります。</p> <p>したがって、特別徴収を拒否した結果、納期限を経過した場合は、税金を滞納していることとなり、地方税法第331条に基づく滞納処分を行うこととなります。</p> <p>また、地方税法第324条第3項の規定により、「納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」こととされています。</p>

根拠法令等

※特別徴収及び特別徴収義務者の指定に関する規定

【地方税法】

(給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収)

第三百二十一条の三 市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者(支給期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。(以下略)

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第三百二十一条の四 市町村は、前条の規定によつて特別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しようとする場合においては、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。)のうち所得税法第百八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額(同条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額)を合算した額(以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という。)を特別徴収の方法によつて徴収する旨を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知しなければならない。(以下略)

【所得税法】

(源泉徴収義務)

第百八十三条 居住者に対し国内において第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この章において「給与等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。(以下略)

(源泉徴収を要しない給与等の支払者)

第百八十四条 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その給与等について所得税を徴収して納付することを要しない。

※特別徴収義務者の義務及び罰則に関する規定**【地方税法】**

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第三百二十一条の五 前条の特別徴収義務者は、同条第二項に規定する期日までに同条第一項後段（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の十二分の一の額を六月から翌年五月まで、当該期日後に当該通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。（以下略）

（市町村民税に係る滞納処分）

第三百三十一条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

（市町村民税の脱税に関する罪）

第三百二十四条

1～2 （略）

- 3 第三百二十一条の五第一項若しくは第二項ただし書又は第三百二十一条の七の六（第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によつて徴収して納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（以下略）